

令和元年

第4回市議会定例会 議案第23号

函館市地域温泉施設条例の一部改正について

函館市地域温泉施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月2日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市地域温泉施設条例の一部を改正する条例

函館市地域温泉施設条例（平成16年函館市条例第97号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

函館市ホテル恵風条例

第1条中「地域温泉施設」を「ホテル恵風」に改める。

第2条および第2条の2を次のように改める。

（名称および位置）

第2条 名称および位置は、次のとおりとする。

名称 函館市ホテル恵風

位置 函館市恵山岬町61番地2

（供用時間）

第2条の2 函館市ホテル恵風（以下「恵風」という。）の供用時間は、規則で定める。

第3条から第5条までの規定中「施設」を「恵風」に改める。

第6条第1項中「施設」を「恵風」に改め、同条第2項中「函館市ホテル恵風にあっては別表第1に、函館市南かやべ保養センターにあっては別表第2に、函館市ホテルひろめ荘にあっては別表第3」を「別表」に改める。

第8条および第10条から第14条までの規定中「施設」を「恵風」に改める。

別表第2および別表第3を削り、別表第1を別表とする。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

南かやべ保養センターおよびホテルひろめ荘を廃止するため